

1 理事長選考あり方検討会議の設置経過とその任務

- 令和4年度理事長選考は、選考規程に基づき公正に進められたが、最終選考結果が意向投票結果（得票数順）と異なったことで学内外から様々な意見が寄せられたこと、理事長選考方法が法人化当初から変わっていないことから、新しい理事長選考のあり方を検討するため、理事長選考あり方検討会議（以下、「検討会議」）を令和5年11月に設置した。

2 課題の整理と見直しの方向性

- ①選考の仕組みについての幅広い認識共有、②透明性をより向上させつつ公正性も確保、③制度の周知や認識の共有促進、④求める理事長像の明確化、の4点に課題を整理し、その解決のために行った議論の概要について記載。

3 理事長選考見直しの提言

- 検討会議における議論や意見の方向性を踏まえ、見直しに係る検討結果を提言に取りまとめ。
- 提言を受けた法人内の検討経過及び見直し結果については学内外にお知らせするのが望ましい。
- 提言の概要
 - (1) 理事長選考会議の組織に関する事項
 - ・ 理事長選考会議（以下、「選考会議」。）の委員の人数は現人数で特に問題は認められない。学内委員と学外委員の人数は半々程度が望ましい。
 - ・ 理事長選考会議委員の選出方法について検討すべき。
 - (2) 選考方法に関する事項
 - ①理事長候補者の資格基準
 - ・ 現行規定のほか、選考会議がその時々々の課題を反映した求める理事長像を策定・明示・公表すべき。
 - ・ 一方、特定の人物への絞り込みにならないよう慎重な検討が必要。
 - ②選考方法と意向投票のあり方
 - ・ 意向投票は教職員の意見を把握するためのものであり、実施目的や投票資格者の範囲の再確認と役割の明確化を検討すべき。
 - ・ 意向投票に加え、候補者の主張を知る機会や面接など、目に見える選考手続の導入を検討すべき。
 - ③選考理由の明確化
 - ・ 求める理事長像との比較による評価の説明が合理的であり、求める人物像の策定と一体的に、選考理由の明示及び公表する方法を検討すべき。
 - (3) 選考過程や選考結果等の周知方法に関する事項
 - ①選考会議委員名の公表
 - ・ 委員名は公表すべきだが、働きかけ等を避けるため、公表のタイミングや方法は検討すべき。
 - ②選考過程及び候補者関係書類の公表
 - ・ 自由闊達な議論の保証と透明性とのバランスをとるため、事後的に議論の概要を公表することを検討すべき。
 - (4) 理事長選考関係規程等に関する事項
 - ・ 関係規程について十分検討のうえ見直しをすべき。
 - (5) その他
 - ・ 選考手続や業務執行評価等について、「ガバナンス・コード」との整合性を配慮した検討が必要。